

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は、理学部・理学研究科 教務課 学生支援係まで申し出てください。

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容、災害救助法適用地域及び適用日
後日において対象地域が追加されることがあります。
下記 URL より、ご参照ください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

災害	災害救助法適用地域	適用日
前ページより 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨災 害にかかる災害 救助適用地域	【秋田県】 横手市、湯沢市、由利本 荘市、大仙市、にかほ 市、仙北市、仙北郡美郷 町、雄勝郡羽後町、雄勝 郡東成瀬村 【山形県】 鶴岡市、酒田 市、新庄市、寒河江市、 村山市、尾花沢市、最上 郡金山町、最上郡最上 町、最上郡真室川町、最 上郡大蔵村、最上郡鮭川 村、最上郡戸沢村、東田 川郡庄内町、飽海郡遊佐 町	令和 6 年 7 月 25 日

令和 6 年台風第
10 号に伴う災害
にかかる災害救
助法適用地域

【愛知県】
蒲安市（法適用日：令和
6 年 8 月 27 日）

【鹿児島県】
熊毛郡屋久島町、大島郡
龍郷町（法適用日：令和
6 年 8 月 28 日）

【宮崎県】
宮崎市（法適用日：令和
6 年 8 月 29 日）

【静岡県】
静岡市、焼津市、磐田市
（法適用日：令和 6 年 8
月 29 日）
浜松市（法適用日：令和
6 年 8 月 30 日）

【神奈川県】
平塚市、小田原市、秦野
市、厚木市、伊勢原市、
中郡大磯町、中郡二宮
町、足柄上郡中井町、足
柄上郡大井町、足柄下郡
湯河原町（法適用日：令
和 6 年 8 月 30 日）

【岐阜県】
大垣市、揖斐郡池田町
（法適用日：令和 6 年 8
月 31 日）

左記参照

令和 6 年 12 月
28 日からの大雪
にかかる災害救
助法適用地域

【青森県】
青森市、弘前市、黒石
市、五所川原市、平川
市、南津軽郡藤崎町、南
津軽郡大鰐町、南津軽郡
田舎館村、北津軽郡板柳
町、北津軽郡鶴田町（法
適用日：令和 7 年 1 月 4
日）

令和 7 年
1 月 4 日

令和7年2月4
日からの大雪に
かかる災害救助
法適用地域

【福島県】
会津若松市、喜多方市、
南会津郡檜枝岐村、南会
津郡只見町、南会津郡南
会津町、耶麻郡北塩原
村、耶麻郡西会津町、耶
麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗
代町、河沼郡会津坂下
町、河沼郡湯川村、河沼
郡柳津町、大沼郡三島
町、大沼郡金山町、大沼
郡昭和村、大沼郡会津美
里町（法適用日：令和7
年2月7日）
岩瀬郡天栄村、南会津郡
下郷町（法適用日：令和
7年2月9日）
【新潟県】
長岡市、東蒲原郡阿賀町
（法適用日：令和7年2
月7日）
十日町市、魚沼市（法適
用日：令和7年2月9
日）

左記参照

流域下水道管の
破損に起因する
道路陥没事故に
かかる災害救助
法適用地域

【埼玉県】 八潮市

令和7年
1月29日

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム＞奨学金＞申込方法＞緊急採用・応急採用＞災害救助法適用地域＞
1年以内の災害救助法適用地域

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った
世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、
適用地域に準じて取り扱われます。



3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

②応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③家計急変採用（給付奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

④JASSO 支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

4. 提出書類

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

5. 書類請求・申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	書類請求期限	申請期限
家計急変採用	事由発生から 1 か月以内	事由発生から 3 か月以内
緊急・応急採用	事由発生から 8 か月以内	事由発生から 1 年以内
JASSO 支援金	事由発生から 4 か月以内	事由発生から 6 か月以内

6. 書類請求・お問い合わせ

理学部・理学研究科 教務課 学生支援係

電話：022-795-6403

メールアドレス：sci-sien@grp.tohoku.ac.jp